

規則第32号様式

公 示 送 達 書

令和8年6月24日

千葉県柏県税事務所長



地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。
 なお、これらの書類は県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏名又は名称	書 類 名	備 考
AM ENTERPRISES 合同会社	督促状 1通	所在不明のため

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記の書類の送達があったものとみなされます。